

江戸幕府前期の「御用」について

藤井讓治

はじめに

先年、拙書『江戸幕府老中制形成過程の研究』^①において、江戸時代前期の幕府関係史料にみられる「御用」という語には將軍の命令の意があるとともに、「將軍が聞くがわりに立つ『御用』」の意もあり、寛永十一年（一六三四）のいわゆる「職務定則」や寛永十二年の訴訟の承日と担当者を選定した条々などにみられる「御用」は後者の意であるとの見解を示した。この私の見解に対し、小池進氏は、「近世前期の史料用語に関する一考察——『御用』と『訴訟』をめぐる——」^③において、『史料を正確に読むため』には、史料中の一字一句にも極めて細心の注意を払う必要があることは言を待たない」とする立場から、近世前期の史料用語の一つである「御用」と「訴訟」について検討され、私の見解を批判された。そして「幕府直轄軍団の形成」^④においても同様の理解を

示されている。

しかし、小池氏の批判には承服しがたく、また小池氏が支持されている寛永十一年の職務定則における「御用」についての高木昭作氏の見解（將軍の命令の意）も訂正すべきものと、かつても今も考えている。以下、小池氏の論証を中心に検討し、改めて「御用」の意味についての自らの見解を提示したい。

① 校倉書房、一九九〇年刊。

② この「職務定則」については拙著で「老中宛法度」とすべきことを述べたが（拙著一八〇頁）、ここでは混乱を避けるためにこれまで使用されてきた「職務定則」の語を原則として用いる。

③ 『白山史学』二九、一九九三年。

④ 『新しい近世史1 国家と秩序』（新人物往来社、一九九六年）所収。

一 高木昭作氏の見解

小池氏が拠って立つ高木昭作氏の見解をまず紹介しよう。氏は、『日本歴史大系3 近世』の第一編第三章第三節將軍権力（I）の「大老と老中の成立」のなかで、

寛永十一年には、「御年寄衆三人までには事つかえ候に付、六人の出頭衆・御町奉行衆」が「事をわけ執りおこなわれべき」として、前の三人は「禁中並びに公家・門跡衆の事」、「国持衆、総じて大名一万石以上御用、並びに訴訟の事」、「寺社方の事」、「異国方の事」、「諸国絵図の事」などを職務とし、六人衆は「御旗本に相詰め候万事御用並びに御訴訟の事」、「京・大坂・駿河その外所々の御衆並びに諸役人御用の事」、「老万石以下組はずれの者御用並びに御訴訟の事」を職務とすることが家光により決定された。ここで「御用」というのは、家光からの意思の伝達（命令）の意味であり、「訴訟」というのは下からの家光に対する陳情・お願い（現代でいう訴訟もその一部である）の意味である。

と述べられ、ここでの「御用」は「家光からの意思の伝達（命令）の意味」であると明言されている。しかし、この書物が概説書としての性格をもつものであることもあって、その意味確定の

ための論証はここではなされてはいない。そこで、高木氏が取上げられた年寄衆の職務を定めた原史料をまずあげ検討しておこう。

定

- 一 禁中方并公家門跡衆之事、
- 一 国持衆惣大名老万石以上御用并訴訟之事、（傍点筆者、以下同じ）

- 一 同奉書判形之事、
- 一 御蔵入代官方御用之事、
- 一 金銀納方并大方御遣方之事、
- 一 大造之御普請并御作事、堂塔御建之事、
- 一 知行割之事、
- 一 寺社方之事、
- 一 異国之事、
- 一 諸国絵図之事、
- 一 右条々御用之義并御訴訟之事、承届可致言上也、

御朱印

寛永十一年戊三月三日

酒井雅楽頭とのへ（忠世）
 酒井大炊頭とのへ（利勝）
 土井大炊頭とのへ
 酒井讃岐守とのへ（忠勝）

この定は、酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝の三人の年寄に対して家光がその扱うべき事柄を定めたものである。第二条と第四条にみえる「御用」は、それ自体からその意味内容を積極的には確定しがたい。しかし、箇条に続く最終行の「御用」は、「御用」に特別な意味内容を付さない限り、「承届可致言上也」とあるように三人の年寄に老中が「承り」將軍に「言上すべきもの」であり、「家光からの意思の伝達」の意と解することは困難である。

- ① 『日本歴史大系 3 近世』(山川出版社、一九八八年)二四〇頁。
② 『憲教類典』二之五(内閣文庫所蔵史籍叢刊)三八、史籍研究会、一九八四)。なお、この定には「御朱印」とあるが、実際には黒印状である(拙著一七八頁参照)。

二 小池進氏との論争の経過

小池氏と私のあいだで、「御用」にからんだ議論は、次にあげる「江戸幕府日記」寛永十二年十一月二十一日条の解釈の違いから始まった。

一物頭番頭其組并同心御用之儀、前廉如被仰出御直ニ頭々可申上、其身之訴訟之儀ハ、六人之者を以可申上、但御用承日毎月三日九日十八日此三ヶ日ニ被仰定之間、右之日御用当番之方江參可申、指当御用之儀ハ常ニも当番之方へ可申

之旨、諸番頭物頭之面々諸役人江於御白書院、大炊・(土井利勝)
(酒井忠勝)・(阿部忠秋)・(堀田正盛)・(太田資忠)・(三浦正次)・(阿部重次)
讃岐・豊後・加賀・備中・志摩・対馬・
(土井利隆)・(酒井忠朝)
遠江守・備後 被申渡訖、

小池氏は、「若年寄の成立をめぐって」^①において、この箇条を引き「ここで『諸番頭・物頭之面々・諸役人』に対して、『其身之訴訟之儀者、六人之者を以可申上』ことと、『指当御用之儀ハ、常ニも(六人之)当番之方江可申』ことを、朽木植綱を除いた『六人衆』と信綱以外の『年寄』との列座で申渡しており、『六人衆』が『御旗本・諸奉公人御用并訴訟』を司る役直臣団統制機関であることを確認している」とされた。そこでは、「物頭番頭其組并同心御用之儀、前廉如被仰出御直ニ頭々可申上」の部分についての解釈は示されておらず、かつ、引用にあたっては「御直ニ頭々可申上」の部分で「御直ニ頭々可申上」と読んでおられる。この点について、拙稿「江戸幕府老中制の形成(3)」^②において、当該部分の写真をあげて「頭々」と読むべきことを示し、そのうえで、

番頭・物頭による番士の御用・訴訟の取扱いと將軍への直接の言上が確認されたのであり、小池氏の「『六人衆』が『御旗本・諸奉公人御用并訴訟』を司る役直臣団統制機関である」とする主張は、その根拠を失うことになろう。

と批判した。

この私の批判に対し、小池氏は「將軍『代替』における江戸幕府軍隊の再編について」^③で、その読みを「頭々」とされることに同意された。しかし、その解釈は、『日本歴史体系』³で示された高木氏の解釈を根拠に「御用」とは將軍からの命令のことであり、「訴訟」とは下から將軍に対する陳情・願いの意味で、同義ではなく全く逆のものである」とされ、当該部分の解釈を、「物頭や番頭が抱える番士・同心への『御用』は従前定めたように直接物頭・番頭が番士に伝達せよ。物頭・番頭自身の『訴訟』は、六人衆を通して言上せよ」とされた。

これに対して、私は拙著『江戸幕府老中制形成過程の研究』において、

小池氏は、「頭々可申上」の「可申上」を「伝達せよ」と解し、「六人之者を以可申上」の「可申上」を「言上せよ」と解しておられるが、「可申上」を「伝達せよ」とすること自体に無理があるとともに、同一の文脈にある後者の「可申上」の意を前段と別とされるのは如何なるものであろうか。さらに、小池氏の解釈の根拠となった「御用」という用語についてであるが、当時の「御用」に將軍の命令の意があることに異論はない。しかし、「御用」の意味はそれだけではなく、

たとえば「江戸幕府日記」寛永十一年三月二十九日の条に「御用之儀被尋聞之」とあるように、將軍が聞くがわに立つ「御用」の意もあり、寛永十一年三月の老中宛法度の「右条々御用之義并訴訟之事、承届可致言上也」という部分も、寛永十二年条々の「国持并大名御用訴訟之事、承日三日・九日・十八日之事」に「承日」とある箇所についても、その意を取ることはできなくなるのではなからうか。

と再度、小池氏の解釈を批判し、「將軍が聞くがわに立つ『御用』のあることを指摘した。^④

こうしたなか一九九二年、田中誠二氏は、論文「藩からみた近世初期の幕藩関係」^⑤において、後掲の史料Cを引き、いわゆる「老中職務定則」の第二条にある「御用」は「大名から將軍への『御用』を指しており、將軍から大名への『御用』を指しているのではない」と明確に述べられ、山本博文氏が著書『幕藩制の成立と近世の国制』^⑥で「御用」を「諸大名に対する家光の御用」とされたことを批判され、拙著での解釈を「共有する」とされた。

- ① 『東洋大学文学部紀要』三九史学科編一一、一九八六年。
- ② 『人文学報』六三、一九八八年。
- ③ 『東洋大学大学院紀要』二五、一九八九年。
- ④ 拙著二六・二七頁。

- ⑤ 『日本史研究』三五六、一九九二年。
校倉書房、一九九〇年、九七頁。

三 小池氏の反論とその検討

私の批判と田中氏の解釈に対する反論として書かれたのが冒頭にあげた「近世前期の史料用語に関する一考察」である。この論文で小池氏は、「御用」と「訴訟」の二つの用語を取上げられ、

この語自体が明確に解釈されたのは意外に新しく、高木昭作氏が『日本歴史大系』（一九八八年）のなかで、「ここで『御用』というのは、家光からの意思の伝達（命令）の意味であり、『訴訟』というのは下からの家光に対する陳情・お願い（現代でいう訴訟もその一部である）の意味である」とされたのが初めである。山本博文氏もこの理解のうえにたつて、家光期の老中制を家光の「御用」や家光への「訴訟」を取り次ぐ合議機関とされた。

ところがかかる理解に対して、藤井讓治氏は家光の「御用」制の析出のなから、大筋では高木氏の見解を認めながらも、「御用」の意味はそれだけでなく、（中略）將軍が聞くがわに立つ「御用」の意もあり」として、「御用」が將軍からの意思の下達だけでなく、諸大名や旗本などから將軍に

上申される「御用」もあるという解釈を提示されている。さらに田中誠二氏は、藤井氏の見解を發展させ、後述の「職務定則」や寛永十二年「条々」に関する毛利家江戸留守居史料を根拠に、藩側から見た場合「二つの申渡しにいう『御用』は、大名から將軍への『御用』を指しており、將軍から大名への『御用』を指しているのではない」と、高木氏とは全く反対の解釈をなされているのである。

と、「御用」という用語の解釈をめぐるこれまでのいく人かの見解を整理され、続いて「訴訟」と「御用」の意味を実証的に確定する作業をされている。

小池氏の「実証」部分についての検討に移るまえに、氏が「藤井讓治氏は（中略）大筋では高木氏の見解を認めながらも」と書かれているが、私は、「当時の『御用』に將軍の命令の意があることに異論はない」と前著で書いたが、寛永十一年の「職務定則」や寛永十二年の「条々」の「御用」についての高木氏の解釈にいかなるところでも同意してはいない。先に引用した部分では、余りに婉曲的でありすぎたのか、文章がまずかったのか、真意が伝わらなかつたようであるが、私の解釈は、寛永十一年の「職務定則」や寛永十二年の「条々」の「御用」は「將軍が聞くがわに立つ『御用』」の意であり、「家光の意思の伝達（命令）」の意で

ないと考えている。その点では、田中誠二氏の見解とまったく同じである。誤解がないために付言するが、このことは、この時期の「御用」に「將軍の命令」の意がないというのではない。私の立場は、この時期の「御用」には文脈・用法によって多様な意味がある、というものである。

小池氏の論証の検討に移ろう。氏は、「訴訟」「御用」「聞くがわに立つ」「御用」の三つの節を立てられ議論を展開しておられる。「訴訟」について氏のあげられた諸事例に私は特に異論はなく、私も基本的に下から上への「願い」と理解している。

「御用」については、小池氏は七つの史料をあげられ検討を加えられている。そのうち、「江戸幕府日記」寛永十二年十月六日条の「御用有之而被為召候時者、可致參上之旨上意也」、同日記寛永十二年十一月十七日条の「御前へ被為召、御用等被仰付訖」、寛永十八年五月五日付で細川光尚に宛てられた老中奉書での「御用之儀候間」、これに関連した細川光尚の書状中の「御用御座候間」の「御用」については、その文脈からも將軍家光からの「御用」としてよいであろう。問題は残る三つの史料である。最初の史料は、土佐山内氏の江戸詰家臣である柴田寛右衛門から国許の岩崎又右衛門に宛てられた寛永十一年十二月十二日付の書状の一部^①で、寛永十一年閏七月の江戸城西丸炎上の責めを受けた老中酒

井忠世の同族でかつ老中でもあった酒井忠勝の動向に関するものである。

史料 A

(忠勝)^②

一 酒井讃岐殿去六日二御下着にて御座候、(中略) 讃岐殿御内衆申候ハ、此跡とちかひ申候間、万事御公儀之様子御かまひ不被成筈ニ御座候間、何之御用も取次申事不罷成候間、内々左様ニ相心得候へと、御留守居共ニ申候、併従上様(徳川家忠)古御同前ニ御用被仰付候ハ、様子ニ御したかひ可被成候条、追而深栖九郎右衛門などニ内談仕可申上候、(傍注藤井)小池氏は、この史料中にある二つの「御用」について検討し、次のように述べられる。

いま注目すべきは「何之御用も取次申事不罷成候間」の部分である。ここでの「取次」を田中誠二氏が指摘されるように「下から上への仲介の意を色濃くもった語」と文字通り解釈すれば、「何之御用」も(忠勝から家光に)「取次」ぐことができないのでとなり、「御用」は家光からの「御用」ではなく、諸大名からの「御用」ということになる。ところが、史料後半部分には「併従上様古御同前ニ御用被仰付候ハ、」とあり、ここでの「御用」は明らかに「上様」(家光)から「仰付」けられる「御用」と読むことができる。このように

同一書状のなかに、一つの語が正反対の意味（方向性）をもった語として使用されているのである。この点をいまどのように理解すればよいのであろうか。いまその結論を急ぐこと
はせず、もう少し同じような例を挙げてみよう。

氏の主張を、「諸大名や旗本からすれば、將軍の『御用』（命令）を實行し、報告を求められれば回答することも『御用』なのである」という後段での氏の理解を踏まえて整理すれば、同一書状にある同じ用語（ここでは「御用」）は同じ意味でなければならず、「御用」は家光からの「御用」であり、前者の「御用」は將軍の命令への回答であることで整合的に理解されるのであり、田中氏のいうような大名からの「御用」もそう理解すること
で矛盾はない、ということになる。

ところで氏は、史料の引用にあたって「讃岐殿御内衆申候ハ」の前の部分を中略されている。その部分は「（深尾）然者因幡殿御扶持方之儀讃岐殿へ可申上之由奉得其意候」である。この部分を含めて、この史料の前段を解釈すれば、「酒井讃岐殿が十二月六日に国元より江戸にお着きになった。であるから深尾因幡殿の扶持方のこと
で讃岐殿に申上げる件承知いたしております。讃岐殿の内衆が申すには、これ以前とは違い、『万事御公儀之様子』に（忠勝は）お構いなされない筈であるので、何の御用も取次ぐことはできま

せんので、内々そのように心得るよう」ということになる。とすれば、「何之御用も取次申事不能成候間」という酒井忠勝の内衆の返答は、山内氏家臣深尾因幡の扶持方についての山内氏の願いに対する応対であり、ここでの「御用」には「將軍の命令に
対する回答」の要素はなく、むしろ大名よりの「訴訟」の意が含まれている。ともあれ氏がこの史料の理解にとつて極めて重要と思われる部分を省いて議論を組み立てられたことは、如何なもの
であろうか。

後者の「御用」を家光が「仰付」けたものと解することに異論はない。ただ、「仰付」られた内容は特定の用件ではなく、年寄として扱うべき様々な「御用」の意と解釈する。

二つ目の史料は、江戸の細川忠利に宛てた父忠興の寛永十一年四月十二日付の返書の一部であり、その内容は「職務定期」と老
中の十五日当番制に関するものである。

史料 B

一 御年寄衆御三人迄にてハ事つかえ候二付、六人之若御出頭衆・御町奉行衆事をわけ可被執行由被仰出、御一ツ書寫給候、又状之おく二被書候年寄衆御用被仰付御番之次第、三月朔日今十五日ツ、（酒井忠勝）（土井利勝）雅楽殿・大炊殿・讃岐殿と次第二廻候由、得其意候事、（傍注藤井）

氏は、この史料を引いて次のように述べられる。

この史料の「年寄衆御用被仰付御番之次第」の部分は、素直に読めば「年寄衆が（家光から）『御用』を『仰付』けられる御番の次第」となる。あるいは「年寄衆」が（諸大名に）『御用』を『仰付』けられる御番の次第」（この場合「被仰付」の「被」は年寄衆に対する敬語となろう）と読めないこともないが、いずれにしてもこの「御用」の主体は家光であり、家光からの「御用」ということになるであろう。

ここで「年寄衆御用被仰付御番之次第」について氏は二つの解釈を示されているが、前者では將軍が年寄に「御用」を仰付けると解され、後者では老中が大名に「御用」を仰付けると解されている。氏は「いずれにしても」と言われているが、それぞれの解釈が成り立つのかを検討しておこう。

ここで問題とされている老中の十五日当番制は、翌寛永十二年十一月に月番制へ改変される。それに関連して「江戸幕府日記」寛永十二年十一月十八日条に次のような記事がみえる。

於土井大炊頭宅、今日御用并訴訟之儀承始、依之在宿云々、改めて解釈する必要もないかと思われるが、議論に出来るだけ齟齬をきたさないためにその解釈を示せば、「土井利勝の屋敷において、今日『御用并訴訟之儀』の承り始めがあった。このため

土井利勝は在宿である」ということになろうか。この記事から、当番の土井利勝が「御用并訴訟」を「承」るのは自らの屋敷であることは明らかであり、氏の前者の解釈が成立するためには、家光が老中である土井利勝の屋敷に向かねばならないが、「御用」を命じるために家光が土井利勝の屋敷に向くなど考えがたく、また「江戸幕府日記」にもそうした記事は見出しえない。とすれば、小池氏の前者の解釈、將軍から年寄が「御用」を仰せ付けられるとする解釈は成立しない。

氏の「と読めないこともない」と否定的に示された後者の解釈について検討する。まず引用された史料は忠興の忠利への返書であるが、その前提となる寛永十一年三月五日付の忠利の書状^⑤が残されている。忠興の返書の「状之おく、二被書候年寄衆御用被仰付御番之次第、三月朔日今十五日ツ、雅楽殿・大炊殿・讀岐殿と次第二廻候由」の部分は忠利の書状の追而書「追而、三人之御年寄衆御用之御番十五日替にて御さ候、三月一日今十五日迄雅楽殿、三月十六日今晦日迄大炊殿、四月一日今十五日迄讀岐殿、か様二御番にて御用被調候」に対応する。忠利の書状には小池氏が問題とされる「被仰付」の文字はなく、その箇所に対応するのは「か様二御番にて御用被調候」の部分であり、老中が「御用被調」とを忠興は「御用被仰付」と表現したのであり、「年寄衆御用被

仰付御番之次第」は老中が「御用」を調えるための番の次第と解釈することができ、老中が大名に御用を仰せ付けられるとする氏の後者の解釈は十分とはいいがたい。さらに、同じ忠利の書状の本文には、

一爰元何もかも年寄衆迄二てハ事つかへ候、其上何事も三人無相談而者成不申候故、はか不參二付、御用之事をわけられ、御法度書三ツ出申候、写を進上申候、年寄衆へ物を申候事、人を頼候而不申、直二申候へ、また少々事ハ使二て申候へとの様ニ承候、左候へハ、わきわきの衆いせい被仕候事成間敷かと存候事、

とある。ここで忠利が「御用之事をわけられ」としたうえで、「年寄衆へ物を申候事」は「人を頼候而不申」「直二申候へ」と記したように、この当番制は「年寄衆」＝老中へ大名が「直二申」すことを定めたものであり、この「御用」のベクトルは明らかに大名から老中へと向かうものであり、「將軍の命令を伝達」するための当番制ではない。氏が分析にあたって忠興の返書の前提となった忠利の書状の内容を何ゆえに比較検討されなかったのだろうか、疑問が残る。

三つめの史料は、寛永十二年の「職務定則」が出された翌日にその内容が諸大名に申渡されたときの萩藩江戸留守居福間彦右衛

門の記録であり、田中氏が「大名から將軍への『御用』を指しており、將軍から大名への『御用』を指しているのではない」と主張される根拠とされた史料^⑥である。

史料C

諸大名衆被仰上御用之儀御座候ハ、御年寄衆御三人各番二被成御定候条、月々之御当り前之衆御一人計江可被仰上候、但御直談候ハて不叶御用二候ハ、御自身可被成御出候、少々之儀二候ハ、常々御使被仰付者を以可被仰上之旨候、何事二付而茂、御三人之外之衆を以ハ、一切被仰上間敷之通、堅被仰出候事、

この史料について氏は、

たしかに冒頭部分は「諸大名衆」から（家光に）「仰上」られる「御用」としか読めない。他の箇所でも全て「仰上」げられており、したがってここでの「御用」の主体は大名以外考えられず、「大名から將軍への『御用』」ということになるろう。

とされ、ひとまず田中氏の理解に同意されている。しかし、氏は史料B・Cの解釈にもとずき、「一つの事実がそれを伝える大名（や家臣）によって、少なくとも細川氏と毛利氏では、全く正反対に受けとめられていたということになる」とされ、「何故この

ような異なった記述がなされるのだろうか」と疑問を呈する。

氏は、ここで「大名から將軍への『御用』」の存在を認められたため、それと「御用」は「將軍の命令」であると理解とが両立する道を探ることになる。そして、その解決の糸口を私が提起した「將軍が聞くがわに立つ『御用』の意」にもとめられた。しかし、私の解釈をそのまま認められたのではない。その結論は、「大名から將軍への『御用』」の「御用」は「家光からの命令に対する回答」であるというものである。以下、その論証を検討することしよう。

- ① 「土佐山内家文書」（東京大学史料編纂所写真帳）。傍注は筆者が補ったものである。以下同じ。
- ② 「大日本近世史料 細川家史料」五一―一七七号。
- ③ この改変については拙著二二頁以下を参照。
- ④ 「大日本近世史料 細川家史料」一一―七二二号。
- ⑤ 「有故雑文」（山口県文書館『毛利家文庫』叢書三九）。

四 「聞くがわに立つ『御用』」の検討

小池氏は、「聞くがわに立つ『御用』」という節で次のように述べられる。

藤井氏が上述のように解釈する根拠は、たとえば「江戸幕府日記」寛永十一年三月二十九日の条に「御黒書院出御、御用

之儀被尋聞之」とあることや、「老中職務定則」に「御用」・「訴訟」を「承届可致言上也」とあること、さらに寛永十二年十一月の「条々」に「承日」とあることなどである。たしかに「江戸幕府日記」にある「被尋聞」の文言は、將軍が「御用」を尋ね聞くとしか解釈できないが、ここでもう一つ「御用」が上申・下達の両方向へ使用されるという意味での典型的な例を挙げてみよう。

氏は、ここで私が「御用」解釈の根拠としたいいくつかの事例をあげられ、「被尋聞」については、「將軍が『御用』を尋ね聞くとしか解釈できない」と私の見解を一応支持され、以下、「被尋聞」の語に注目して議論を展開されている。氏はまず、「江戸幕府日記」の寛永十二年二月二十一日条の「昨廿日雖御用日御鷹野出御付、今日御用面々被召出被仰付並尋聞云々」という記事をあげられ、

このように「御用」は家光から「仰付」けられ、そしてそれとは対照的に家光が「尋聞」しており、「御用」は將軍が「仰付」けるばかりでなく、「將軍が聞くがわに立つ『御用』」もあることが明確に記されているのである。

と述べられている。この点は、「仰付」けられる「御用」のあることを指摘しつつも私の「聞くがわに立つ『御用』」という主張

を認められている。

氏は、さらに「尋聞」という語句の使用事例をあげられ、その意味内容を検討されるとともに、「聞くがわに立つ『御用』」の「御用」の意味を確定しようとする。氏が「尋聞」にかかわってあげられた史料は、三組六点ある。いずれも「江戸幕府日記」の記事であるが、その一組目は次のようなものである。

史料D

一自一条罷下御番衆不殘登宮、御白書院廊下列座、在番中善
悪之儀、(土井利勝)・(酒井忠勝)・(松平信朝)・(阿部忠秋)・(堀田正盛)
大炊(酒井忠勝)・(酒井忠勝)・(松平信朝)・(阿部忠秋)・(堀田正盛)
伊豆・豊後・加賀
被尋聞之云々、(傍注藤井)

史料E

一大久保(教隆)右京亮・皆川(隆勝)山城守並両輩之組頭、御座之間へ被召
出御用被仰付御暇被下、御服・御羽織等拝領、今度二条御
番二依被差遣之也、(傍注藤井)

史料Dは、二条城在番から帰参した大番衆が在番中の勤務状況を老中から「尋聞」かれたものである。氏は、「在番という行為が、將軍に対する奉公(役)、すなわち「御用」に應じるものとしてある」とし、大番衆は「家光の「御用」を受けて在番するのであり、その状況をたまたま將軍の「取次」にあたる老中が「尋聞」しているにすぎないのである」とされる。さらに史料Eより、

「在番が將軍の「御用」であることは明らか」とされる。ここで氏の「御用」の枠は、これまでの將軍からの個別的な命令の意とされたものから「將軍に対する奉公(役)」へと大きく拡張されており、当初の議論からズレをみせている。また氏は「たまたま將軍の「取次」にあたる老中が「尋聞」しているにすぎない」とされるが、在番からの「尋聞」は老中がするもので、將軍がするものでない。ゆえにこの行為は「たまたま」と表現するには不適切である。また史料Eの「御用」の内容を在番とされるが、在番はこの日の召し出し以前に決まっているものであり、この召し出しは在番にあたって「暇」を与えるための儀礼であり、ここでの「御用」は在番そのものではなく、在番にあたっての家光からの個別の命の意と考えられる。

史料F

一肥井嶋原へ為上使井上筑後守被差遣之、御前へ被召出、様子御直二被仰舍、御差料之御腰物青江・呉服・御道服・黄金十枚・人馬御朱印被下也、申刻退出ノ即発足、(傍注藤井)

史料G

一酒井(忠知)因幡守・駒杵(政次)長次郎、九州嶋原表江為上使被差遣之、依之黄金・呉服等並人馬御朱印被下之、辰上刻江戸発足之

云々、（傍注藤井）

史料Fは大目付井上政重が、史料Gは酒井忠知と駒杵政次が、島原の乱に際して派遣されたときの「江戸幕府日記」の記事である。氏は、かれらが「上使」であることを指摘され、「すなわちそれは自明のことであるが、家光の命令つまり「御用」を受けて島原に赴いていることに他ならない」とされる。しかし、これらの史料からいえることは、上使を家光が命じたことまでで、「家光の命令つまり「御用」という等式を導きだすことはできない。この等式は氏が予め持つておられる結論ではないのか。これに続いて氏は、史料F・Gに対応した上使帰参の折の記事を提示される。

史料H

一九州有馬表令井上筑後守帰参、於品川御目見、還御以後重而御前へ被召出彼地之様子被尋聞召之云々、

史料I

一巴下刻従九州有馬、酒井因幡守・駒杵長次郎帰参、夜二入二丸江被為召、彼表之様子被尋聞召之云々、

そして、「この二つの史料に見られるように家光の「御用」を受けた彼らには、当然のこととして島原の状況を報告する義務があり、それを家光が聞くことを「江戸幕府日記」では「尋聞」と

いう語句で記しているのである」とされ、先の在番についての理解も含めて、

この「尋聞」という行為は、もちろん諸大名や旗本からの「訴訟」を将軍が「尋聞」くのは当然のこととして、「御用之儀被尋聞之」場合の「尋聞」も、それをするのが将軍であろうが老中であろうが、本来将軍の命令（「御用」）を受けた者がその命令に対する回答（報告）を「尋聞」くという行為をも意味しているということである。つまり「聞かむにたつ」「御用」の「御用」とは、発端に諸大名・旗本による何らかの自発的な上申行為（これがまさに「訴訟」）があり、それを将軍が聞くのではなく、まず将軍からの命令行為がありそれに対する回答を将軍が「尋聞」くもの、という理解が妥当なのではないだろうか。このように考えないと、「職務定則」などにあえて「御用・訴訟」と並記される意味がなくなってしまうであろう。

という結論を導きだされる。

「尋聞」をめぐる氏の議論の問題点をいくつか指摘しよう。一つは、右記の結論で「御用之儀被尋聞之」の場合の「尋聞」も」と書かれるが、この「御用」がなにかについてはどこにも論証されていない点である。にもかかわらず「も」とされるのは如何な

ものか。二つ目は、氏が「御用」と「尋聞」との関係を探られる場合、提示された史料に「御用」と「尋聞」を同時に記したものが

五 「御用」の具体像

がないため、「將軍の命令」と「尋聞」が相互に関係することをまず示され、そこに「將軍の命令」は「御用」であるとの「命題」（これは論証されていない）を援用し、「尋聞」と「御用」の関係を確定されている。しかし、いま「御用」が「將軍の命令」の意かそれ以外の意を含むかを論議しているときに、意味内容を確定すべき対象をその論証に援用することは適切とはいえない。

三つ目は、氏の「尋聞」の論証では、將軍が命じそれへの回答を「尋聞」という行為のあったことを明らかにされただけで、

以上、氏の論証を検討し、「將軍が聞くがわに立つ「御用」とは「將軍の命令への回答」であるという氏の主張は、十分には論証されておらず、成立しないとしてきた。しかし、「職務定則」などにあえて「御用・訴訟」と並記される意味がなくなってしまうであろう」という氏の疑問には、私自身は、一部ふれたものの積極的には答えてきてはいない。そこで、この点について具体的な事例をあげながら論じることにはしたい。

結論の後段の「発端に諸大名・旗本による何らかの自発的行為（これがまさに「訴訟」）があり、それを將軍が聞くのではなく」とされる点の積極的な論証はなされていない。「訴訟」と同じ方向性をもつ「訴訟」以外の意味があるか否かの検討は、氏の「御用」理解を成り立たせるためにはぜひ必要であろう。

- ① 史料Dは「江戸幕府日記」寛永十三年三月二十八日の記事であるのに対し、「江戸幕府日記」同年三月二十五日条に「石丸六兵衛二番子（中略）以上拾四人、大久保右京亮組、（中略）右廿五人皆川山城守組、今度二条御番二付而子共被召出之也」とあることから、大久保・皆川の二条在番派遣は二十八日以前に決定していたことがわかる。

- ② 小池氏の論文では重正となっているが、誤りであろう。

先にも述べたように寛永十一年の「職務定則」には、第二条に「国持衆惣大名老方石以上御用并訴訟之事」とあり、箇条の末には「右条々御用之義并御訴訟之事、承届可致言上也」とある。この文言に従えば、「御用」「訴訟」ともに「承届」け「言上」すべきものとなる。この「職務定則」における「御用」が「訴訟」とおなじベクトルすなわち大名から老中・將軍へと向かうものであるとする私の理解を成立させるためには、「並記される意味」を明示すればよいことになる。いいかえれば、「訴訟」ではない、大名から將軍への「御用」の具体像を示すことを求められていることになろう。

先に結論を述べれば、それは、大名側からの「届け」や「伺

い」などということになる。大名から幕府への「届け」や「伺い」には小池氏がいわれるところの「將軍の命令への回答」も含まれるが、その事例は小池氏への反論としては意味をなさないので、以下の論証では「將軍の命令」を前提としない事例を取上げる。以下、毛利氏の江戸公儀人福間彦右衛門の記録である「公儀所日乗」^①を中心に、月番制との関連に注意しつつ分析する。

史料）
 一阿部豊後殿今月御用番二付、錢鑄候様子共伺可申ため、早朝
 致參上、御直ニ懸御目様子一々申伺候、

この記事は「公儀所日乗」寛永十三年十一月二十七日のもので、この年に始まった寛永通宝の鑄造に関するものである。ここでは、毛利氏の公儀人福間彦右衛門が月番老中阿部忠秋のもとに「錢鑄候様子共」を「伺う」ために參上したことが書かれており、毛利氏から老中への用件の一つに「伺い」というものがあつたことが分る。さらに「阿部豊後殿今月御用番二付」とあることに注目すれば、この「錢鑄候様子共」の「伺い」はまさに「御用」とみなしえる。

二つ目は、武器の九州への搬送に関するものである。「公儀所日乗」寛永十五年一月十九日条に「御公儀江被仰上御用之儀、御座候而、井彈正致同道大炊殿・讃岐殿・豊後殿・加賀殿江參候」と

あるように、公儀人福間は、「御公儀江被仰上御用之儀」のために井原彈正と同道し、土井利勝以下老中の屋敷に出かけた。この二日後の二十一日、福間はふたたび井原と同道して土井利勝の屋敷を訪れ、主人毛利秀就の「口上之趣」を伝えて指示を仰いだ。その内容は、

一昨日者以使申上候処ニ被聞召届、様子被仰聞忝存候、然者去冬大坂御奉行衆私国元留守居方江御奉書被遣候、国中下目江道具持下候儀整法度ニ可申付之通御下知候、任其旨国中今下目江武器持下候儀手堅相究申候、左候得者九州表江去冬以来御下之衆日和悪敷御座候得者、長門領分陸を茂御通候付而道具下目江御持せ候而御通候、然共是ハ御用之儀二付而何茂御通候儀ニ御座候、其選作不及差通申候、此段自然わき
 〈今被聞召届、長門守国中今下目江武器具通り申候など、御沙汰御座候へ者、至其節申分茂迷惑ニ奉存じ候付而、只今申上候条、被聞召届被置せ、後日ニ御沙汰之節者可然候様に頼存候、

というものである。すなわち、島原の乱に際して「大坂御奉行衆」より「下目」（毛利氏の領国からすれば九州）への武器搬送を禁じられていたが、日和と「御用之儀」であることを理由に通過させた。しかしそのことが後々になって問題とならないよう老

中らに依頼したものであるが、文頭の「一昨昨日者以使申上候処ニ被聞召届」の部分は十九日の記事の「御公儀江被仰上御用御座候ニ付并彈正致同道大炊殿（中略）江参候」を受けたものであることから、ここでの「御用」はこの一件の「届け」に関するものであったことが分る。

三つ目の事例は、毛利氏の領国に唐船が漂着した件に関するものである。「公儀所日乗」寛永十五年八月二十一日条には、

一 土井大炊殿江為御目見致参上候、左候而御国江唐船参候段得御内意候、私申上様二者、長門国深佐与申所江唐船一艘風ニ被放之由候而参着候、（中略）長崎代官衆右之趣遂御注進候、何之道ニ茂御代官衆御下知次第二可申付之通申越候、定而長崎御代官衆より可被成御注進候条、（毛利秀就）長門手前（江戸）ハ爰元ニ而言上ニ而及間敷儀ニ御座候哉、但又唐船参着之通御老中様迄、長門守ハ申上儀ニ、而可有御座候哉、左候ハ、御当番阿部豊後様迄、可申上候、何之道ニ茂御差図次第二仕度奉存候通申上候へハ、申上所尤被思召候、（中略）則讚岐守殿・伊豆守殿・豊後守殿江茂致参上、右之通申上相済候、

とある。すなわち、領内に漂着した唐船の件を言上すべきかどうか、もしすべきであれば「御当番阿部豊後様」まで申上げたいの

だが、という毛利氏側からの内談に対し、土井利勝は老中の立場ではなく毛利氏の「取次」の立場から上申をすすめている。この事例も、唐船漂着という事件が起こったことに端を発して大名の側から老中へ「届け」られ將軍へ言上さるべきものであり、「訴訟」でも「將軍の命令への回答」でもない。

四つ目は、江戸藩邸前でこの事件の処理に関するもので、「公儀所日乗」寛永十七年一月二十一日条には、

一 御屋敷之前辻番所ニ而酒酔死人御座候、行衛不知者にて御座候、早速右之通天野藤右衛門御使ニ而御町奉行衆江御届御帳ニ付也、御当番阿部豊後殿江私参候而右之首尾申上候得者、一兩日さらし候而主迄江可相渡候、無左候ハ、すて候へ之通被仰渡候、

とある。毛利氏の江戸屋敷の前で「酒酔死人」があり、町奉行に届けるとともに、公儀人福間は「御当番」の阿部忠秋にこのことを「申上」げ、阿部忠秋からは一兩日死人をさらし主が現れば渡し、でなければ捨てるようにと指示されている。この一件は老中から將軍に言上されたとは思われないが、少なくとも大名側から月番老中への「届け」「伺い」のあった事実だけは確認できる。

最後に藩主の帰国の御礼についての事例をあげておこう。「公儀所日乗」寛永十七年八月八日条に、

一、今月御当番ニ付阿部対馬（重次）殿江六戸八郎左衛門同道仕参候而、今度長門守御暇被下仕合能帰国致し忝奉存ニ付而為御礼御老中様迄使者差上ケ申候通申上、御進上之御目録懸御目候、

とある。寛永十七年の毛利秀就の帰国を月番老中阿部重次に届けたときの記事である。そして、「公儀所日乗」同年八月二十九日条に「殿様御帰国之刻、御使者にて御老中様迄御礼被仰上候処ニ達上聞被成御奉書并ニ使者へ御帷子御単物御羽織被為拝領候」とみえるように、將軍家光にも伝えられていたことがわかる。すなわち、この一件は、毛利氏から月番老中、月番老中から將軍へと上に向かつてのベクトルにそったものである。

以上、「御用」には、將軍の「御用」の意があるとともに、大名の側からの「公儀」への「伺い」や「届け」の意もあることを明らかにしたが、「御用」にはさらに「訴訟」の意が含まれる用法のあることを指摘しておきたい。三節で触れた山内の事例は、山内氏が深尾因幡の扶持米を幕府に願ったものであり、この山内氏の行為は「訴訟」ということになる。それに対し、老中酒井忠勝の内衆はそれを「御用」ととらえている。すなわち、大名にとっては「訴訟」であるものが、受け取った老中にとつては処理すべき「御用」ないし大名から頼まれた「御用」と認識されている

のである。

こうした理解に立てば、寛永十一年の「職務定則」の実施と十五日当番制を報じた細川忠利の書状に「御用・訴訟之事をわけられ」とはなく「御用之事をわけられ」とのみ記された意味も了解できるであろうし、寛永十年一月二十九日、細川忠利が豊後日出の木下延俊に送った書状の一節^③、

江戸にて御用被仰候儀、先度以三斎（細川忠興）被仰聞候、丹後殿（稲葉正勝）ハ不可然候、播州（伊丹康勝）弥御頼可然候、扱又当出頭松平伊豆（信綱）事、貴様ハ右衛門（松平正綱）殿と御間能候間、伊豆を御頼候て可然と申候つる、

にある「御用」や田中氏があげられた「被申上御用」もともに「訴訟」の意をも含んだものと理解するのが適当であろう。さらに、「江戸幕府日記」の「御用日」に関する記事において、寛永九年、十年については「今日御用日ニ付諸役人訴訟如例」など「訴訟」の語のみがみえ「御用」の語はみられず、寛永十一年三月以降は「御用被尋問」とのみ記され「訴訟」の語はみられない。御用日に扱われる事柄が本質的に変化しないとすれば、寛永十一年三月以降の「御用日」に関する「御用」には実質的には「訴訟」が含まれているとみなしえるのである。

③ 山口県文書館『毛利家文庫』。ここでは東京大学史料編纂所写真帳

を使用。

- ② 毛利氏の公儀人については、山本博文氏の『江戸お留守居役の日記』（読売新聞社、一九九一年）を参照されたい。
- ③ 「公儀御書案文」（細川家文書）。
- ④ 「御用日」に関する「江戸幕府日記」の記事については拙著二二一頁に掲げた一覧を参照。

おわりに

小池氏の「御用」についての分析を検討し、その論証が不備であること、また「訴訟」と同じ方向性をもつ「御用」が「訴訟」以外にもあること、さらに「御用」には用法によって「訴訟」をも含む用法のあることを指摘した。こうした理解に立てば、「將軍が聞くがわりに立つ『御用』」の「御用」は「將軍の命令への回答」であるとする小池氏の理解は成り立ちえない。また、寛永十一年の「職務定則」における「御用」は大名から老中・將軍へと向かう「届け」や「伺い」などであり、高木昭作氏や山本博文氏の「職務定則」における「御用」の理解は改められるべきであろう。以上が小稿の結論である。

（京都大学教授

）